

用に關する各種の論議は尙盡きないのであるが姑らく之で打切りたい。(一四、四、三附)

記地帯收用の問題は都市計畫の書物に大抵論及してある、例之リユース、ウイリヤムス、ロビンソン等。之を精細に論じたものは米國都市協會叢書 National Municipal Leas

no Series の一篇イリノイス大學講師ロバートユージーヌカツシユマンの『超過收用論』である。Excess Condemnation by Robert Engene Cushman, 1917 各國地帯收用の比較研究及之を米國に實施する場合に於ける各種の論議を網羅して居つて、地帯收用に關する最良の好著である。

英國道路行政の進化

内務書記官 丹 羽 七 郎

國家が道路施設に關して探る態度は道路の使命が時代に依りて異なるに對應して變化すべきは言を俟たない。近世に於て道路の使命を變革したものは第一に鐵道であり、第二には自動車である。機械の發明が近世産業革命の物質的基礎であつたと同様に、鐵道なる機械力が陸運に應用された事は道路の使命に第一期の革命を起した。

此時代には運賃低下、運送の敏速、遠距離輸送等文明の恩澤は一に鐵道のみによつて與へられたのである。道路交通には蒸氣又は電氣を動力とする軌道が主に市街に於て漸次發達

した外には近世文明の恩澤が及ばなかつた。従つて道路は鐵道の營養線として、又は地方交通の機關として相當の價値は認められたにしても、其は主として地方問題に過ぎなかつた、然るに自動車の發達に依つて道路交通に機械力が浸入した。此に依つて道路と鐵道とが陸運の上に持つて居つた意義に非常な變動を來したのである。此を第二期の革命といふて宜からう、機械力の應用が第一期には道路を置去りにした、其の第二期には道路は正當なる地位を回復したのである。自動車の利用によつて道路交通の範圍は急激に擴大した、

今や道路の改善は地方に放任す可き問題でなくなつた。國家の道路政策が變更すべきは當然である、若し夫れ道路政策を事實上應じて變更しないならば國民の經濟生活、日常生活を萎縮せしむる結果を生ずる事も亦當然である、されば歐米各國政府は世界大戰直後から其の瘡痍を滿身に蒙つて居るものでも猶道路改良に就いての國策を樹立するに一大努力を吝まなかつたのである。

米國合衆國政府の最近採つた政策に付ては前號所載「米國に於ける自動車課税」中に一言したのであるが、茲に英國道路行政近時の進化に就て述べて見よう。

英國に於ける道路が今日の狀態を備へたに付ては羅馬の影響の大なりし事を否めない、然し此軍國主義の國家が自ら道路の築設を行つた政策は其の國權が此國に及ばなくなると共に全く消滅し去つた。一五五五年の道路法に依れば道路の維持は小弱なる教會區の責任であつた、即ち國家の顧みない道路の仕事が教會が行つたのである。斯る狀態は羅馬の支配がなくなつて以來永く續いたが、其間にヘンリー八世の如きは橋梁令を出して橋梁の維持を縣に命じた、併し事實上於ては橋梁の建設は慈善團體などが之を行ふたに過ぎない有様であつた。

道路交通の範圍が短小であり、且つ重荷物は水運に依つた時代に於ては、教會區の道路維持が不満足であつても其で事足りたであらうが、此制度を破壊する力は經濟の發達と共に次第に現はれて來た、其の第一は郵便制度の開始であり、一七七三年には遞送馬車が出現した、此の間に第一のターンパイク道路法が公布されてをるのを見れば、教會區管理の制度が全く行詰まれる事が分るのである、其の後ターンパイク道は次第に各所に發達し、道路の築設が私企業の手で行はれることになつた、此は道路本來の性質から云ふても永く續くことが出来なかつたと同時に、道路行政は到底教會區に放任する事が出来なくなつた。一八四八年の公衆衛生法は市に道路管理權を與へ一八六二年の道路法は郡部の爲に數個の教會區を包括する行政區畫を定めて道路行政權を賦與した、斯る狀態は數回の變更はあつたが尙繼續した、併し道路交通の範圍は益々擴大する計りであるから郡本位の制度も到底満足されなかつた。一八七八年の道路及汽車法は郡の區域を擴大すると同時に幹線道路を定め、此道路の經費は其半額を縣が負擔することとした、一八八二年には幹線道路維持費補助として二十五萬磅の支出を國會が承認した、此は實に従前の制度と比すると一大變化である、此の補助に依つて幹線道路に付て

は縣は道路費の二分の一を補助し國家は四分の一を補助し、道路管理者は四分の一を負擔することになつたのである。

羅馬の軍國的道路政策が擲たれて以來千五百年にして始めて國家が道路築造に對して直接積極政策を採つたのである。

一八八八年には幹線道路を縣の管理に移管した、交通の擴大と共に道路管理をヨリ大なる團體の手に移動するの過程は上述の歴史が充分に物語つてゐると思ふ、併し斯る變遷の間

にも道路交通の範圍の擴大は一日も底止する處がないのみならず、自動車の利用發達は此傾向を躍進せしめたから、幹線道路に付て縣の責任を定めたる丈で満足する事は出来なくなり、一九〇九年の道路改良基金法は道路改良に對する國家の責任を確立した。此法律は道路の國政機關として道路局を設

置し、一九一〇年の財政法に依つて徴收する事となつた、自動車用油稅及自動車登録稅の收入を道路改良の爲めに使用するの權限を賦與した。其の收入は一九一一年に既に百二十萬

磅に上つた、此の財源を以て道路の改善を促進したのであるが、世界大戰以來道路の經濟的使命は更に一段の重要さを加

へた、此大勢を擱む事を忘れなかつた英國政府は更に一大新計畫を樹立した、一九一九年度の一千萬磅道路改良計畫は即ち夫である。此計畫は二百萬磅を道路改良基金より八百萬磅

を政府の一般歳入より支出する事としたのである。此補助は道路の重要なものに等級を定め此に從つて補助率を定めてをる。

英蘭土及ウエールズ 二二二

一八、二六二哩

スコットランド 二二二

一、四七八哩

而して一等道路には半額、二等道路には四分の一を補助する

のである。尙英國政府が此の著大なる計畫を立てたのは一つには失業救済の必要に依つたのであるといふことは茲に一言しておく必要があらう、其後此計畫には追加が行はれたが

其は略しておこう。以上の如く、道路交通の發達、高速度重量機關の利用、從に交通範圍の擴大は次第に道路改良を地方

問題として放置する事が出来なくなつたので一九〇九年の法律に依つて一大國策を確立したのである。國家が道路の改良に付て如何なる程度に参加す可きや、是れ道路交通の變化驚

く可きものある我國現下の趨勢に鑑みて深く考究す可き問題である、而して英國道路行政進化の事實は我國の爲政者に三省を促してゐると思はれる。